

# 人と動物との共生社会実現に向けた対策の強化

## — 動物愛護管理法の改正 —

平山 絵美

(環境委員会調査室)

1. はじめに
2. 動物愛護管理行政の歩み
  - (1) 動物の愛護及び管理に関する法律の歩み
  - (2) 本法律案提出の経緯
3. 本法律案の概要
  - (1) 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化
  - (2) 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
  - (3) 動物の適正飼養のための規制の強化
  - (4) 都道府県等の措置等の拡充
  - (5) マイクロチップ装着義務付け等
  - (6) その他
  - (7) 施行期日
4. 主な国会論議
  - (1) 第一種動物取扱業者に係る遵守基準の具体化
  - (2) 8週齢規制の特例及び施行期日
  - (3) 愛護動物への虐待等に対する罰則強化の効果
  - (4) 所有者不明の犬及び猫の引取り拒否要件の厳格化の必要性
  - (5) マイクロチップ装着の必要性等
5. おわりに

### 1. はじめに

第198回国会の令和元年6月12日、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案」(衆第14号)(以下「本法律案」という。)が、参議院本会議において可決され、成立した(令和元年法律第39号)。

動物は、人類にとって利用の対象であるとともにかけがえのない伴侶であり、大切に取  
り扱わなければならない存在であると同時に、適切に管理されなければならない対象でも  
ある。ペットなどの動物の適切な取扱いについて規定する法律は、昭和 48 年に「動物の保  
護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）という名称で議員立法により制定さ  
れた後、平成 11 年、平成 17 年及び平成 24 年に改正され、現在に至っている。

他方、劣悪な飼育環境下で極端な多頭飼育を行う動物取扱業者による不適正飼養の問題  
は数多く報告され、動物の福祉の観点から動物の適正な飼養環境の確保が求められる中、  
動物取扱業の更なる適正化への要望が高まってきている。また、犬猫の殺処分ゼロに向け  
た取組や、動物虐待への対応等も求められている。

本法律案は、このような最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、第一種動物取  
扱業<sup>1</sup>の適正化を図るため、登録拒否事由の追加、遵守すべき基準の具体化、出生後 56 日  
未満の犬又は猫の引渡し等に関する特例の廃止等により第一種動物取扱業に係る規制を強  
化するとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るため、特定動物<sup>2</sup>の飼養及び保管の目的  
の限定化、犬又は猫についてのマイクロチップによる登録制度の創設等を行い、あわせて  
愛護動物<sup>3</sup>に対する殺傷罪等の罰則を強化する等の措置を講じるものである。

以下、本法律案について、提出の経緯、概要とともに国会における主な議論を紹介する。

## 2. 動物愛護管理行政の歩み

### (1) 動物の愛護及び管理に関する法律の歩み

#### ア 動物の保護及び管理に関する法律の制定

動物は古くから人間の生活に深く関係してきた一方、動物の取扱いに関しては、軽犯  
罪法、鳥獣保護法、狂犬病予防法等により対処されてきた。しかし、これらの法律は、  
制定目的等を異にしており、動物の保護及び管理について総合的な措置が必要とされて  
いた。犬の咬傷事故の社会問題化や海外からの日本における動物愛護政策の遅れへの批  
判<sup>4</sup>を契機とした法制定の気運の高まりを背景に、昭和 48 年 9 月に「動物の保護及び管  
理に関する法律」が議員立法により制定され、昭和 49 年 4 月 1 日に施行された。

#### イ 平成 11 年改正

動物の保護及び管理に関する法律が制定されてから四半世紀が経過し、都市化の進展  
や核家族化、少子高齢化等の社会環境の変化とともに、犬や猫等のペット動物が人々の

<sup>1</sup> 平成 24 年の改正により、従前は「動物取扱業」と規定されていたものが名称変更された。第一種動物取扱業者は、動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養を営利目的で業として行う者（該当する例：ペットショップ、ブリーダー、動物園等）のことであり、特に、犬及び猫を販売する第一種動物取扱業者は「犬猫等販売業者」と定められ、犬猫等健康安全計画の策定、個体ごとの帳簿の作成や管理等が義務付けられている。

<sup>2</sup> 特定動物とは、人に危害を加えるおそれのある危険な動物で、令和元年 5 月現在、トラ、タカ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約 650 種が対象となっている。

<sup>3</sup> 愛護動物とは、(1) 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる、(2) (1) を除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものである。

<sup>4</sup> 昭和天皇の訪英を前に、英国の新聞等において、日本には動物愛護に関する法律がなく、犬が虐待されている旨の記事が掲載されたことなどが挙げられる（動物愛護管理法研究会編『改訂版 動物愛護管理業務必携』（大成出版社、平成 28 年）3 頁）。

生活の中で重要な位置を占めるようになってきた。一方、動物の虐待事件の社会問題化や飼い主の不適正な飼養によるペット動物をめぐるトラブルの顕在化等の状況を踏まえ、ペット動物の飼養の適正化により、人とペット動物とのより良い関係づくりを進めること、またそのことを通じて生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していくことが求められるようになった。このような背景の下、平成 11 年 12 月、議員立法により法改正が行われ、平成 12 年 12 月 1 日に施行された。平成 11 年の改正では、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護管理法」という。）に法律の名称が変更された上で、基本原則に「動物が命あるものであることにかんがみ」の文言が加えられたほか、動物の所有者又は占有者の責務等の強化、動物取扱業の届出制の導入、周辺的生活環境の保全に係る勧告及び命令措置の導入などが行われた。

#### ウ 平成 17 年改正

平成 11 年の改正法の附則では、施行後 5 年を目途に施行状況について検討を行うこととされていたため、各党において動物愛護管理法の見直しが検討された。また、環境省においても「動物の愛護管理のあり方検討会」が設置され、動物愛護管理法の施行状況等について調査、検討が行われた。

そして、平成 17 年 6 月、議員立法により法改正が行われ、平成 18 年 6 月 1 日に施行された。平成 17 年の改正では、国の基本指針及び都道府県の動物愛護管理推進計画の策定、動物取扱業への登録制の導入、特定動物の飼養規制の全国一律化及び個体識別措置の推進、動物を科学上の利用に供する場合の配慮事項の充実、罰則の強化等が行われた。

#### エ 平成 24 年改正

平成 17 年の改正法の附則においても、施行後 5 年を目途に施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講じることとされ、平成 22 年 7 月、環境省の中央環境審議会動物愛護部会に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」が設置された。同小委員会においては、動物取扱業の適正化等についての検討が行われ、平成 23 年 12 月、「動物愛護管理のあり方検討報告書」が取りまとめられた。また、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、各党においても検討が進められた。これにより、平成 24 年 8 月、議員立法により法改正が行われ、平成 25 年 9 月 1 日から施行された。平成 24 年の改正では、法目的への「人と動物の共生する社会の実現」等の追加、所有者の責務への終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務の追加、第一種動物取扱業の規制の見直し、第二種動物取扱業<sup>5</sup>の届出制の導入、犬猫の引取りに係る規定の見直し、罰則の強化等が行われた。

### （２）本法律案提出の経緯

平成 24 年の改正法の附則において、幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期についての科学的知見の収集、検討（附則第 7 条）、販売される犬猫等へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討（附則第 14 条）、改正法施行後 5 年を目途として法の施行状況につ

---

<sup>5</sup> 第二種動物取扱業者は、動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示を非営利で業として行う者（該当する例：動物愛護団体の動物保護シェルター等）のことである。

いて検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じる（附則第15条）等の規定が置かれていた。

また、平成24年の改正でも罰則の強化は行われたものの、依然として犬や猫等の殺傷、虐待、遺棄などの悪質な事件は後を絶たず、飼い主の管理能力を超えた多頭飼育に伴う、鳴き声、汚物による臭気、無秩序な繁殖などによる飼養環境の悪化などの問題、動物取扱業の不適正飼養への対応を求める声も高まっていた。

このような状況の中、環境省においては、幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査及びマイクロチップによる所有明示の推進に係るモデル事業の実施や、動物愛護管理法の施行状況調査の結果等を踏まえた動物愛護管理行政をめぐる主な課題への対応についての論点整理等が行われた。各党や超党派の議員連盟においても、動物愛護管理法の改正に向けた議論が進められ、令和元年5月、動物愛護管理法の改正案が取りまとめられた<sup>6</sup>。

これを受け、本法律案が、令和元年5月31日の衆議院環境委員会において起草され、6月6日の衆議院本会議で可決、提出された。その後、6月11日の参議院環境委員会、翌12日の参議院本会議で可決され、成立した。

なお、衆議院環境委員会では、「動物の愛護及び管理の推進に関する件」について決議が行われ<sup>7</sup>、参議院環境委員会では、本法律案に対する附帯決議が付されている<sup>8</sup>。

### 3. 本法律案の概要

#### (1) 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化

動物愛護管理法第7条では、動物の適正な飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者の責務が定められており、同条第7項では、環境大臣が、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができることとされている。同項の規定に基づき、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年環境省告示第37号）などが定められているが、基準を遵守しなければならない旨の規定は定められていない。

本法律案では、動物の所有者又は占有者は、その動物について第7条第7項の基準が定められているときは、動物の飼養及び保管に関し、当該基準を遵守しなければならないことが明確化されている。

#### (2) 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

##### ア 登録拒否事由の追加

第一種動物取扱業者は、都道府県知事又は地方自治法上の指定都市<sup>9</sup>の長（以下「都道

<sup>6</sup> 『読売新聞』（令元. 6. 4）

<sup>7</sup> 「動物の愛護及び管理の推進に関する件」〈[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rc/home/Ketsugi/kankyoku3649EF2DD804E73249258416002E0605.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rc/home/Ketsugi/kankyoku3649EF2DD804E73249258416002E0605.htm)〉（令元. 8. 23 最終アクセス）

<sup>8</sup> 「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f073\\_061201.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f073_061201.pdf)〉（令元. 8. 23 最終アクセス）

<sup>9</sup> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（人口50万以上の市のうちから政令で指定。平成31年4月1日現在、20市）

府県知事」という。)の登録を受けなければならないこととされている。

本法律案では、第一種動物取扱業者への規制を強化するため、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者や、第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者など、登録拒否事由を追加することとされている。

#### イ 第一種動物取扱業者に係る遵守基準の具体化

第一種動物取扱業者に係る遵守基準については、動物愛護管理法施行規則第8条に定められているほか、「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成18年環境省告示第20号）において、飼養施設・設備や動物の管理方法等の基準が定められている。この基準については、記載が曖昧なため効果的な行政指導が困難であるとの指摘や数値の設定による明確化を図ることを求める意見があった。

このため、本法律案において、第一種動物取扱業者が遵守しなければならない基準は、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、飼養施設の構造、規模、従業員数、環境管理の状況や繁殖の回数などについて定めることとされている。

#### ウ 犬猫等の販売場所の事業所への限定

平成24年の改正により、第一種動物取扱業者のうち販売業者については、販売に当たってあらかじめ、顧客に対し販売に係る動物の現在の状態を直接見せる（現物確認）とともに、対面により書面等を用いて必要な情報を提供すること（対面説明）が義務付けられた。

他方、当該義務を履行するため、販売業者においては、インターネット等で購入希望者を募集した上、遠隔地に購入希望者が所在する場合は、動物を空輸し、当該業者から委託を受けた別の販売業者が、動物を空港で受け取った上で、購入予定者に対面説明を行う新たな業態があるとの指摘があった。

このような脱法的な行為を規制するため、本法律案では、犬猫等の販売場所を事務所に限定することとされている。

#### エ 出生後56日を経過しない犬又は猫の販売等の制限

犬や猫については、一般的に幼齢期の販売が多い一方、早い時期に親兄弟から引き離された場合、十分な社会化が行われなため、成長後に、噛み癖や吠え癖等の問題行動を生じさせる可能性が高まるとされており、出生後一定期間は、親等と共に飼養することが求められている。動物愛護管理法第22条の5においては、犬猫等販売業者のうち繁殖を行う者は、出生後56日を経過しない犬又は猫について、販売又は販売の用に供するために引渡し又は展示を行ってはならない旨が定められている。

ただし、56日という期間については、平成24年の改正法附則第7条において、法施行後3年間（平成28年8月31日までの間）は45日と読み替え、平成28年9月1日から別に法律で定める日までの間は49日と読み替えることとされた。

別に法律で定める日については、同条において、犬猫等販売業者の業務の実態、マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期について

の社会一般への定着の度合い及び犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況、犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等を勘案して、改正法の施行後5年以内に検討するものとし、その結果に基づき、速やかに定めるものとするとしてされた。

このため、本法律案では、附則で定められた期間に係る読み替えの規定を削除し、出生後56日を経過しない犬又は猫の販売等を制限（8週齢規制）することとされている。ただし、天然記念物の保存目的等から、文化財保護法に基づいて天然記念物として指定された日本犬（柴犬、紀州犬、四国犬、北海道犬、甲斐犬、秋田犬）について、犬猫等販売業者以外の者にその犬を販売する場合には、49日とする特例が設けられている。

### （3）動物の適正飼養のための規制の強化

#### ア 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化

近年、多頭飼育崩壊問題<sup>10</sup>への関心が高まっている。また、各地方公共団体が日常業務において対応に苦慮する問題（不適正な飼養者の問題や犬猫の引取りの問題等）は、多頭飼育者が関わるケースが多いとも言われ、対応が求められていた。

動物愛護管理法第37条では、犬又は猫の所有者に、所有している犬又は猫がみだりに繁殖することによって適正な飼養をすることが困難になるおそれがある場合は、当該犬又は猫に不妊又は去勢の手術を施す等の繁殖防止の措置を講じることの努力義務が課されているが、本法律案では、これを義務付けることとされている。

#### イ 周辺的生活環境の保全等に係る都道府県知事による指導等の拡充

動物愛護管理法第25条では、多頭飼育に起因して近隣の生活環境に被害をもたらしたり、虐待を行うおそれがある飼い主に対し、都道府県知事は必要な措置について勧告及び命令することができることとされている。

本法律案では、勧告及び命令に加え、事態改善に必要な指導、助言、報告徴収、立入検査を行うことができることとされている。

#### ウ 特定動物に関する規制の強化

危険な動物として指定されている特定動物を飼う場合には、特定動物の種類ごとに都道府県知事の許可が必要とされている。一方、特定動物の飼養については、その危険性や災害時の取扱いの困難さ等に鑑み、愛玩目的での飼養を禁止すべきとの意見や、特定動物の指定を逃れるために、特定動物の交雑種を繁殖させるケースがあるとの指摘があった。

本法律案では、特定動物の愛玩目的での飼養を禁止し、特定動物同士の交雑種を規制対象に追加することとされている。

#### エ 罰則の引上げ

愛護動物の殺傷等に対する罰則については、法改正により度々強化されてきたところであるが、依然として悪質な事例が後を絶たず、動物愛護団体から虐待等に対する罰則

<sup>10</sup> 飼養能力を超える多数の動物を所有・占有し、結果として、適正な飼養が困難となり、飼育放棄により動物の健康が害されるとともに、排せつ物の堆積等により周辺的生活環境被害等を引き起こす問題のことである。

の強化を求める声が上がっていた。

本法律案では、愛護動物の殺傷に係る法定刑を2年以下の懲役又は200万円以下の罰金から5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に、愛護動物の虐待及び遺棄に係る法定刑を100万円以下の罰金から1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、それぞれ引き上げることとされている。

#### (4) 都道府県等の措置等の拡充

##### ア 動物愛護管理センターの業務を規定

動物愛護管理法の運用実務は、自治事務として地方公共団体が担うこととされており、主として生活衛生部局において担当するケースが多く見られるが、その体制は地方公共団体によって異なっている。

本法律案では、一部の地方公共団体で関係業務を集約するために設置されている動物愛護管理センターを法律上位置付け、業務を規定するとともに、都道府県及び地方自治法上の指定都市・中核市<sup>11</sup>等（以下「都道府県等」という。）において、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設が、動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとされている。

##### イ 動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化

動物愛護管理法第34条において、地方公共団体は、条例に基づき、動物愛護管理員等の職名を有する職員（動物愛護担当職員）を置くことができることとされている。これは、第一種及び第二種動物取扱業者の事業所や飼養施設への立入検査その他の動物愛護管理に関する事務の執行に当たっては、動物の適正な飼養及び保管に関する専門的な知識が必要であることに鑑みたものである。

本法律案では、動物愛護担当職員の名称を動物愛護管理担当職員に改め、都道府県等は当該職員を必ず置くこととされている。

##### ウ 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合等の規定

動物愛護管理法第35条第3項において、都道府県等は、所有者不明の犬猫について拾得者等からの引取りを義務付けられている。引取りを拒否できる場合については法律上規定されていないが、実際には、平成24年改正時の参議院環境委員会附帯決議<sup>12</sup>等に照らし、多くの都道府県等が、拾得者等からの所有者不明の猫の引取りを拒否する運用を行っており、法の規定と乖離した状態となっていた。

本法律案では、都道府県等は、周辺的生活環境が損なわれている事態が生ずるおそれがないと認められる場合等には、所有者不明の犬又は猫の引取りを拒否できる旨が規定されている。

<sup>11</sup> 地方自治法第252条の22第1項の中核市（人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定。平成31年4月1日現在、58市）

<sup>12</sup> 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成24年8月28日参議院環境委員会）において、「駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること」とされている。

#### (5) マイクロチップ装着義務付け等

平成24年の改正法附則第14条において、マイクロチップ装着の義務付けに向けた研究開発の推進や普及啓発、情報管理体制の整備等の施策を講じるとともに、その施策の効果やマイクロチップの装着率の状況を勘案し、改正法施行後5年を目途として、販売される犬猫等へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこととされていた。

本法律案では、マイクロチップの装着について、犬猫等販売業者にはこれを義務付け、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者には努力義務を課すこととされている。

また、マイクロチップを装着しても、所有者の氏名や住所等の情報が、マイクロチップの情報を管理する機関に登録されなければ有効に活用することができないため、所有者情報等の登録及び登録を受けた犬又は猫を取得した者に対し情報の変更登録を義務付けることとされている。

#### (6) その他

##### ア 保健所等における殺処分の方法に係る国際的動向の考慮

保健所等に引き取られた犬猫等の殺処分は、炭酸ガス装置による方法と麻酔薬の静脈注射等による方法の双方が用いられているケースが多いが、炭酸ガスによる殺処分については多くの批判がある。

本法律案では、殺処分について必要な事項を定めるに当たっては、国際的動向に配慮するよう努めることとされている。

##### イ 獣医師による虐待の通報の義務化

獣医師が虐待等を受けたと思われる動物を発見した時の通報に係る努力義務について、義務に引き上げるとともに、遅滞なく行わなければならないものとされている。

##### ウ 関係機関の連携の強化

国は、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する部局等、関係機関の連携の強化に関し、情報提供等必要な措置を講じるよう努めるものとされている。

#### (7) 施行期日

公布の日<sup>13</sup>から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。ただし、第一種動物取扱業者の遵守基準の具体化及び8週齢規制に係る規定については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日、マイクロチップの装着等に係る規定については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされている。

## 4. 主な国会論議

以下、衆参両院の環境委員会での議論を紹介する。なお、衆議院環境委員会では法律案

---

<sup>13</sup> 令和元年6月19日



起草に対する発言という形で行われた。

### （１）第一種動物取扱業者に係る遵守基準の具体化

今回の改正では、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化が図られることとなったが、どのような数値基準を想定しているのかとの旨の問いに対し、衆議院環境委員長代理から、科学的な根拠等を踏まえ、例えばケージの大きさや繁殖を行う頻度などについて、具体的な数値が環境省令で定められるものと承知している旨の答弁があった<sup>14</sup>。

また、具体的な制度を実現していく立場にある環境省として、どのような数値基準を今後検討するかとの問いに対し、環境省からは、平成 30 年 3 月に「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」を設置し、飼養管理基準の明確化等、適正な飼養管理の在り方について必要な調査検討を進めてきたところであり、これらの検討を基に、2年後の施行に向けて具体的な基準の設定に取り組みたい旨の答弁があった<sup>15</sup>。

### （２）8週齢規制の特例及び施行期日

8週齢規制の特例が設けられたことに対し、特例となる指定犬の範囲についての問いがあり、衆議院環境委員長代理から、この特例は、天然記念物として指定されている日本犬を専門に繁殖しているブリーダーが、一般の飼養者に直接販売する場合に限って適用されることを想定しており、ペットショップで販売を行う場合については特例の対象外である旨の答弁があった<sup>16</sup>。環境省からは、天然記念物として指定された犬の頭数については把握していないが、特例の対象となる犬は限定的であると想定している旨の答弁があった<sup>17</sup>。

また、8週齢規制の施行期日が公布の日から起算して2年を超えない範囲内とされた理由について、犬猫等販売業に対する影響が少なからずある可能性も否定はできないため、円滑に8週齢規制を導入できるように、施行期日を公布の日から起算して2年を超えない範囲内とした旨の答弁があった<sup>18</sup>。

### （３）愛護動物への虐待等に対する罰則強化の効果

本法律案においても、愛護動物への虐待等に対する罰則の強化が図られることとなったが、厳罰化しても動物虐待はなくなるのではないのかとの指摘があった。これに対し、愛護動物を殺傷する行為に対する社会的非難も強くなっていると認識しており、厳罰化により、一定の抑制効果が期待できるものと考えている旨の答弁があった<sup>19</sup>。

### （４）所有者不明の犬及び猫の引取り拒否要件の厳格化の必要性

今回の改正では、都道府県等は、周辺の生活環境が損なわれている事態が生ずるおそれ

---

<sup>14</sup> 第 198 回国会参議院環境委員会会議録第 9 号 10 頁（令元. 6. 11）

<sup>15</sup> 第 198 回国会参議院環境委員会会議録第 9 号 11 頁（令元. 6. 11）

<sup>16</sup> 第 198 回国会参議院環境委員会会議録第 9 号 10 頁（令元. 6. 11）

<sup>17</sup> 同上

<sup>18</sup> 第 198 回国会衆議院環境委員会会議録第 7 号 18 頁（令元. 5. 31）

<sup>19</sup> 同上

がないと認められる場合等には、所有者不明の犬又は猫の引取りを拒否できる旨が規定されることとなった。しかし、「生活環境が損なわれている事態」を定義することは難しく、例えば、何度か猫にごみを荒らされたなどとしてその都度引取りを行っていても、際限がなくなってしまう。また、地域猫活動<sup>20</sup>で管理されている猫などが駆除目的等で引き取られることのないよう、引取り拒否要件の厳格化の必要性が指摘された。これに対し、今回の改正の趣旨は、地域猫活動が行われている場合などには、動物の愛護と周辺的生活環境の保全のバランスが取れているため、都道府県等が引き取らなくてもよいことにあり、引取りを拒否するか否かは、個別のケースに応じ、都道府県等で判断することとなるが、できるだけ地域における適切な管理を促す等の方法により、動物の愛護と周辺的生活環境の保全のバランスを取ることが望ましいと考えている旨の答弁があった<sup>21</sup>。

#### (5) マイクロチップ装着の必要性等

マイクロチップの装着について、犬猫等販売業者にはこれを義務付け、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者には努力義務を課すこととされている。委員会では、マイクロチップ装着の義務化の必要性が問われた。これに対し、マイクロチップの装着により所有者が判明しやすくなり、災害時などに逃げた犬や猫の返還が効率的に行われ、殺処分数が減少すること、また、所有者が明らかになることで適正飼養の確保につながり、遺棄などが減少することが期待される。加えて、登録を受けた犬や猫を譲り受けた者は変更登録を受けなければならないこととされており、トレーサビリティの確保も期待されるとの答弁があった<sup>22</sup>。

このほか、マイクロチップ未装着の犬猫の殺処分が早まることへの懸念<sup>23</sup>が示されるとともに、マイクロチップ装着義務に係る制度設計<sup>24</sup>やすでに登録されているマイクロチップのデータの引継ぎ<sup>25</sup>に関する質疑が行われた。

## 5. おわりに

今回の改正は、例外規定は設けられたものの8週齢規制の実施、犬猫等販売業者のマイクロチップ装着の義務化、罰則の強化など、動物愛護行政に係る大きな改正となった一方で、多くの課題も残されている。

まず、今回の改正で第一種動物取扱業者が遵守すべき飼養施設の規模や従業員数等の基準が定められることとなり、特に、犬猫等販売業者に係る基準については、法律上は、「できる限り具体的なものでなければならない」とされているが、その内容は環境省令に委ねられた。この基準を遵守していないと認められた場合には、第一種動物取扱業の登録の取

<sup>20</sup> 飼い主のいない猫に不妊去勢手術をし、地域の問題として近隣住民やボランティアなどが共同管理することで、人間と猫との共生を図ろうとする活動のことである。

<sup>21</sup> 第198回国会衆議院環境委員会議録第7号16頁(令元.5.31)

<sup>22</sup> 第198回国会衆議院環境委員会議録第7号18頁(令元.5.31)

<sup>23</sup> 同上

<sup>24</sup> 第198回国会参議院環境委員会議録第9号10頁(令元.6.11)

<sup>25</sup> 第198回国会衆議院環境委員会議録第7号15頁(令元.5.31)

消し等の処分も行われることから、適切な基準を策定することが、適正な飼養環境の確保において重要なポイントとなってくる。どれくらい具体的な基準が策定されるのか、今後の環境省での議論等を注視していく必要がある。

マイクロチップについても制度設計の多くが環境省令に委ねられている。また、所有者等の氏名や住所などの情報登録が義務付けられることとなる一方、罰則がないため、正直に情報登録をしないケースや一度入れたマイクロチップを抜き出してから遺棄するような事態が起こることを懸念する声もある<sup>26</sup>。マイクロチップ装着に係る規定の施行期日は、公布日から3年を超えない範囲内とされているため、この間に十分な検討、精緻な制度設計が行われるとともに、制度趣旨等の周知徹底が図られ、導入目的である迷子の犬猫の返還や遺棄防止等の効果が発揮されることが期待される。

さらに、本法律案の附則には、下記のとおり多岐にわたる検討条項が付されている。動物を取り扱う学校や実験動物を取り扱う者等の動物取扱業者への追加(附則第8条第1項)、両生類を取り扱う業者に関する規制の在り方(附則第8条第2項)、動物取扱業者についての規制の在り方全般(附則第8条第3項)、周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方(附則第9条第1項)、愛護動物の範囲(附則第9条第2項)、実験動物の適切な利用の在り方(附則第9条第3項)、マイクロチップ装着の義務付け対象の拡大並びにマイクロチップが装着されている所有者不明の犬及び猫についての所有権の取扱い(附則第10条)、法律の施行後5年を目途とした改正後の状況(附則第11条)について検討を加え、所要の措置を講じることである。

動物の愛護管理をめぐっては、今回の改正において動物の不適切な取扱いへの対応が大幅に強化されたところではあるが、検討条項にもあるようにまだ多くの課題が残されている。これらの課題については、一朝一夕に答えが出るようなものではないが、動物愛護管理法の目的である、人と動物の共生する社会の実現を図るためにも、引き続き、行政機関のみならず、様々な関係者がそれぞれの立場で検討、必要な取組を講じていくことが必要となってくると思われる。

(ひらやま えみ)

---

<sup>26</sup> 『朝日新聞』(令元. 8. 1)